

令和8年度福島県地域創生総合支援事業（サポート事業）
一般枠 採択方針

福島県県南地方振興局長

令和8年度一般枠においては、次に掲げる事業を特に優先的に採択するものとします。
なお、市町村枠及び過疎・中山間地域活性化枠の選定においても考慮するものとします。

◎重点テーマ

1 人口減少対策に資する事業

- (1) 住民が安心して住み・暮らし・働ける地域づくりの推進や、地域への愛着・誇りを育む取組、ふくしま共創チーム ワーキングチーム活動での議論を踏まえた取組など、社会減対策や自然減対策に寄与する事業

【ふくしま共創チーム】

<https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/11015b/kannminnrenkeikyousou100.html>

2 過疎・中山間地域の持続的発展に資する事業

- (1) 過疎・中山間地域の優位性やポテンシャルをいかし、課題の解決や地域の活性化を図ることで、持続可能な地域社会の形成に寄与する事業

○個別テーマ

1 県政150周年・昭和100年に関連する事業

- (1) 地域の歴史や伝統を振り返り次世代に伝承する取組や、それらを礎とした新たな地域のビジョンを共有する取組など、県政150周年や昭和100年を記念して取り組む事業

【福島県政150周年】

<https://fukushima150th.jp/>

【昭和100年】

<https://www.cas.go.jp/seisaku/showa100nen/portal/index.html>

2 移住・定住の推進に資する事業

- (1) 地方移住への関心の高まりを踏まえ、地域側の機運醸成や受入体制の構築、魅力の発信など、本県への新しい人の流れの創出に寄与する事業

3 デジタル化によるプロセスイノベーション（DX）の推進に資する事業

- (1) デジタル技術の導入・拡大を通じて、働き方や暮らし方、サービスの提供の仕方などの変革を図り、地域社会の強靭化や新たな価値の創出に寄与する事業

4 人づくり（子育て・教育）に資する事業

- (1) 安心して子どもを生み育てたい、本県で学び活躍したいと思える環境づくりの推進など、社会や地域を創造することができる人材の育成に寄与する事業

- (2) 【県南独自】地域の歴史や伝統文化を学ぶ機会を創出するなど郷土愛の醸成に寄与する事業

5 健康長寿社会の推進に資する事業

- (1) 東日本大震災等を背景とした健康課題の解決に向け、心身の健康の維持・増進や悪化予防、不安解消など、「全国に誇れる健康長寿県」の実現に向けた取組の推進に寄与する事業

6 地産地消の推進に資する事業

- (1) 生産・流通・消費といった地域内におけるモノの循環や、人財を含む地域資源の有効活用など、あらゆる分野における地産地消の取組の推進に寄与する事業
(2) 【県南独自】地域産業の6次化等、産業の振興に資する事業 等

7 カーボンニュートラルの推進に資する事業

- (1) 県民の高い環境意識の醸成や地球温暖化対策の普及啓発等、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進に寄与する事業

8 交流・関係人口創出の推進に資する事業

- (1) 観光需要の高まりを捉えた地域の意識醸成に関する取組や、外部人材との多様な関わり方を新たに構築する取組など、交流人口及び関係人口創出の推進に寄与する事業
(2) 【県南独自】既存の観光資源や、メディアでクローズアップされる歴史文化資源等について、新たな切り口で情報発信を行い、観光誘客を図る事業
(3) 【県南独自】管内市町村にとどまらず、県内他地域や県境を越えて広域で連携し、観光振興に取組む事業
(4) 【県南独自】外国人観光客の受入体制の充実に取組む事業 等

9 【県南独自】地域振興・SDGsの普及啓発につながる事業

- (1) 地域住民や地元企業・団体等が一体となって地域振興・SDGsの普及啓発に取組む事業
(2) 地域資源を活用して地域間の交流や地域振興に取組む事業
(3) 若者が地域に関わりを持つことなどにより、地域振興や地域の担い手づくりに取組む事業 等

10 【県南独自】産業人材の確保につながる事業

- (1) 福島イノベーション・コースト構想への参画促進や、福島国際研究教育機構（F－R E I）との連携促進等による、管内企業の事業及び雇用拡大につながる事業
(2) 県外進学者等のUターン就職や地域の多様な労働力活用につながる事業 等

11 【県南独自】地域の公共交通機関や福島空港の利活用促進につながる事業

- (1) JR水郡線や白棚線をはじめとした地域の公共交通機関の利活用促進を図る事業
(2) 福島空港を活用した国内外からの新たな人流創出に寄与する事業 等

12 【県南独自】グローバルな人材育成・多文化共生につながる事業

- (1) 県南地域での国際交流を推進し、グローバルな人材育成に寄与する事業
- (2) 多文化共生（国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと）を推進する事業

◎以下のいずれかに該当する場合は採択しませんので、ご留意願います。

- 1 目的、手法、事業効果、補助終了後の事業計画が不明確な事業
- 2 国、県及びこれらの公社等外郭団体の既定施策の中で措置することが可能な事業（他の補助金等が活用可能なもの）
- 3 他の補助事業に対するかさ上げ補助にあたる事業。
- 4 既に実施している事業に対する財源振替にあたる事業。
- 5 地域振興に関する目的が不明確と認められる事業。
- 6 営利を目的とした事業や実施主体の営業活動との区別が不明確な事業。
- 7 事業の主要部分を他に委託する事業や物品購入費が中心となった事業。
- 8 サポート事業を3か年実施し、内容の細部のみを変更する事業
- 9 事業終了後の継続見込みのない事業
- 10 趣味の発表や娯楽の提供が中心となった事業
- 11 ハード整備のみの事業（調査等を含む）
- 12 事業実施により取得する財産がある場合、その適正な管理が見込めない事業
- 13 実施団体の構成員の事業活動の一環として実施することが適当であると認められる事業
- 14 特定の個人、団体等を招聘する経費（出演料、飲食費等）、物品購入等特定の経費が中心となった事業

◎継続事業については、以下の1～4のいずれかに該当する場合のみ、採択可能となります。

- 1 単年度では完了しない継続事業など、明確な事業計画のある発展的な事業
- 2 前年度より補助金依存度が低下するなど、自立に向けた取組みが明確に認められる事業
- 3 前年度に顕著な事業効果が認められ、更なる発展性が見込まれる事業
- 4 局長が特に必要と認める事業